

改正商法逐条解説

法務省民事局参事官

元 木 伸 著

社団法人 商事法務研究会

〈筆者紹介〉

元 木 伸 (もとぎ しん)

〔略 歴〕

昭和2年5月10日生。東京大学文学部卒。昭和32年司法試験合格。昭和35年判事補。昭和41年から42年にかけてワシントン州立大学に留学。昭和45年判事。昭和51年から法務省民事局参事官(56年商法改正を担当)。

〔著 書〕

特許民事法(発明協会)、譲渡制限付株式の実務〔商事法務別冊〕(商事法務研究会)、中小会社の運営と会社法(商事法務研究会)

改正商法逐条解説

定価 3,500 円

昭和56年10月29日 初版第1刷発行

〈検印省略〉

著 者 元 木 伸

発行者 鈴木 光 夫

発行所 社団法人 商 事 法 務 研 究 会

〒104 東京都中央区八丁堀 2-27-10

東京建物東八重洲ビル

電話 (552) 4941 (代) 振替東京2-47151

大阪事務所 〒530 大阪市北区中之島6-2-27

電話 (06) (443) 0651 N C B 24 F

落丁・乱丁本はお取り替えます。

© 元木 伸 1981

印刷/横山印刷(株)

ISBN 4-7857-0236-2

て法文の理解が容易になることは疑いのないところである。

以上の点からみると、関係各界の疑問に答え、法文解釈についての誤解を解き、かつ立法の経過を伝えることは、立法作業に従事した者の一人としての義務であると考ええる。本書は、このような目的のために執筆したものである。したがって、新法の各条文についてその改正の内容を明らかにし（改正の概要）、次いで立法の経過を伝え（改正の理由）、さらに新法について提出された疑問に答える（適用上の問題点）という形式をとっている。もっとも、新法は成立後日が浅く、実務にはまだ適用されておらず、かつ、本書の執筆に十分の時間を得られなかったことから、新法の解説書というには程遠い不完全なものである。しかし、このような完全性を犠牲にしても、新法の概要を早急に関係者に伝えることが、今後の実務上の対応策を立てるうえにより有効であるとの観点に立ったわけである。したがって、本書は、あくまで実務の参考になることを目的とするものであって、学術書をめざすものではなく、文献の引用もしていない。

ただ、新法については、今後もしろいろな疑問点や解釈上の問題が提出されることが考えられるので、これらについても、将来、改訂の機会があれば、本書において答えていきたいと考えている次第である。

本書が新法の実務への適用の一助ともなれば、筆者にとって最大の幸せである。

昭和五六年一〇月

元 木 伸

はしがき

商法等の一部を改正する法律が国会で可決され、成立してから、はや数カ月が経過し、その施行まであと一年足らずとなった。今回の会社法改正は、現行会社法の中心のかなりの部分について制度を改正しようとするものであって、実質的には、会社法の全面改正という色彩が強く、それが大改正であることは疑いを容れない。このため、今回の改正が実務界に与える影響も大きく、その衝にあたるかたがたは、その対応にいろいろ配慮されていることと考える。このため、新法成立後、新法に関するさまざまな疑問や意見が寄せられてきた。ところが、今回の改正は、右に述べたとおり、現行会社法の中心部分を網羅するものであって、その範囲が広いのみならず、多くの部分について現行法にはない新しい発想にもとづく制度が新設されて、会社法の質的変革をもたらすものもあることから、これらの質問や意見に対しては、短時間に委曲を尽くした回答をすることがかなり困難であった。また、新法に対しては、それが公布された後、会社実務に従事している人々によってさまざまな解釈がされ、事実、その解釈にもとづいて時価発行増資のような対応策を立て、これを実行している企業もある。しかし、これらの解釈のなかには、新法の実務界に与える影響を、ある場合には過大に、ある場合には過小に評価しているとみられるものがある。例えば、新商法二八四条ノ二の増資の場合の資本組入額の改正の影響を過大に評価し、新法施行後の増資制度は旧法時代と全く異なるものとする解釈がある反面、新商法二九四条ノ二の利益供与の禁止の影響を過小に評価し、旧法下における総会屋対策を変更することに全く意を用いないというような事実がある。その結果、このような解釈にもとづいて立てられた対応策にしたがったため、思わぬ困難に逢着することもあるのではないかと危惧される。さらに、法律の解釈を行うに際しては、その立法の経過を知ることがぜひ必要な場合があり、その他の場合でも、これを知ることによつ

凡 例

一 本書中、「新商法」、「新特例法」とは昭和五六年改正後の商法および商法特例法を、「旧商法」、「旧特例法」とは同年改正前のそれぞれの法律を意味する。なお、改正前と改正後で変わらない条文については、単に「商法」、「特例法」と表記した。

二 条文数ならびに項・号は、「第」の字を省き、枝番号のある条文は、「商法二九三条ノ三第一項」の如く表記した。

三 (一) 中の条文引用は、商法二八八条ノ二第一項一号を「商法二八八ノ二一」の如く表記した。

四 第二部および第三部では、改正のあった各条文の該当する編・章・節・款の数および標題を、便宜のため掲げた。したがって、その数が連続しない場合もある。

五 改正試案については、「株式制度に関する改正試案」はそのまま、「株式会社の機関に関する改正試案」は「機関に関する改正試案」と、「株式会社の計算・公開に関する改正試案」は「計算・公開に関する改正試案」と表記した。

六 関係法令名の略称

商法等改正法	商法等の一部を改正する法律
商法特例法	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律
附則	商法等の一部を改正する法律附則

目次

第一部 改正の経緯と商法等改正法の概要

第一 改正の経緯	三
----------	---

一 過去の改正の過程	三
------------	---

二 法制審議会商法部会での改正審議	五
-------------------	---

三 国会での審議	九
----------	---

第二 商法等改正法の概要	二
--------------	---

一 商法の一部改正	二
-----------	---

1 株式	二
------	---

(一) 株式単位の引上げ	二
--------------	---

(1) 新設会社の株式単位の引上げ	三
-------------------	---

(2) 既存会社の株式単位の引上げ	三
-------------------	---

(イ) 株式の併合	三
-----------	---

(ロ) 単位株制度の採用	三
--------------	---

(二) 子会社による親会社の株式取得制限等	三
-----------------------	---

(三) 額面株式と無額面株式間の転換	四
--------------------	---

2	株主総会	一四
3	取締役	一四
4	取締役会	一五
5	監査役	一六
6	会社の計算	一六
7	利益供与の禁止	一七
8	新株引受権附社債	一八
二	商法特例法の一部改正	一八
1	会計監査人の地位	一八
2	大会社についての計算制度の合理化	一九

第二部 商法の一部改正

第一編 総則

第四章 商号

第十八条（会社の商号）	一三
-------------	----

第二十二条（商号不正使用に対する制裁）	一四
---------------------	----

第二編 会社

第二章 合名会社

第二節 会社ノ内部ノ関係

第七十五条（社員会社間の取引）	二五
第六節 清算	
第二百二十三条（清算人の登記）	二七
第二百三十五条（清算人に関する準用規定）	二六
第四章 株式会社	
第一節 設立	
第百六十六条（定款の作成、公告方法）	二九
第百六十八条ノ二（設立に際しての株式発行事項の決定）	三六
第百六十八条ノ三（設立に際しての無額面株式の最低発行価額）	四〇
第百八十条（創立総会）	四一
第百九十六条（発起人等に対する責任の免除・代表訴訟）	四三
第二節 株式	
第二百二条（額面株式の券面額）	四四
第二百八条（質権の効力）	四五
第二百十条（自己株式の取得）	四七
第二百十一条ノ二（子会社による親会社株式の取得）	五三
第二百十二条（株式の消却）	五五
第二百十三条（額面・無額面株式間の転換）	五七

第二百二十五条(株券の記載事項)	六〇
第二百三十条ノ二(端株原簿)	六三
第二百三十条ノ三(端株券)	六七
第二百三十条ノ四(端株主の基本的権利)	六九
第二百三十条ノ五(定款による端株主の権利)	七一
第二百三十条ノ六(前三条以外の端株主の権利)	七三
第二百三十条ノ七(端株主の権利行使の方法)	七四
第二百三十条ノ八(端株主が株主となる時期)	七六
第二百三十条ノ九(定足数・議決権の計算)	七六
第三節 会社ノ機関	
第一款 株主総会	
第二百三十条ノ十(総会の権限)	八〇
第二百三十二条ノ二(株主提案権)	八〇
第二百三十七条ノ二(検査役の選任請求権)	八七
第二百三十七条ノ三(取締役および監査役の説明義務)	八九
第二百三十七条ノ四(議長の権限)	九三
第二百三十九条(総会の決議方法、株主の議決権行使)	九三
第二百四十条(定足数の計算)	九六
第二百四十一条(議決権の数)	九七

第二百四十四条（総会の議事録）	九
第二百四十七条（決議取消の訴え―訴えの提起等）	一〇〇
第二百五十一条（決議取消の訴え―裁判所の裁量棄却）	一〇三
第二百五十二条（決議不存在確認の訴え、決議無効確認の訴え）	一〇四
第二百五十三条（不当決議取消または変更の訴え）	一〇五
第二款 取締役及取締役会	
第二百五十四条ノ二（取締役の欠格事由）	一〇六
第二百五十四条ノ三（取締役の忠実義務）	一〇八
第二百五十九条（取締役会の招集者）	一〇九
第二百六十条（業務執行の決定）	一一一
第二百六十条ノ二（取締役会の決議方法）	一二六
第二百六十条ノ三（監査役の取締役会出席権・取締役会招集権）	一二八
第二百六十条ノ四（取締役会の議事録）	一二九
第二百六十三条（定款等の備置き、公示）	一三三
第二百六十四条（競業禁止義務）	一三五
第二百六十五条（取締役会社間の取引）	一三八
第二百六十六条（会社に対する責任）	一四〇
第二百六十六条ノ三（第三者に対する責任）	一四二

第三款 監査役

第二百七十四条（業務監査権、調査権）	一四
第二百七十四条ノ三（子会社調査権）	一四
第二百七十九条（監査役の報酬）	一四
第二百七十九条ノ二（監査費用の請求）	一五
第二百八十条（取締役に関する規定の準用）	一五

第三節ノ二 新株ノ発行

第二百八十条ノ二（発行事項に関する決定）	一五
第二百八十条ノ四（株主の新株引受権）	一五
第二百八十条ノ五（新株引受権の行使）	一六
第二百八十条ノ九ノ二（抱合せ増資）	一六
第二百八十条ノ十七（新株発行無効の訴え―判決の効力）	一五

第四節 会社ノ計算

第二百八十一条（計算書類等の作成と監査）	一六
第二百八十一条ノ二（計算書類の監査役への提出時期）	一六
第二百八十一条ノ三（監査役の監査報告書）	一七

旧第二百八十一条ノ四（附属明細書の監査）	一七四
第二百八十二条（計算書類・監査報告書の公示）	一七五
第二百八十三条（計算書類の承認）	一七六
第二百八十四条（取締役および監査役の責任の解除）	一七九
第二百八十四条ノ二（資本、払込剰余金）	一八〇
第二百八十七条ノ二（引当金）	一八四
第二百八十八条ノ二（資本準備金）	一八七
第二百九十三条ノ二（株式配当）	一八八
第二百九十三条ノ三（準備金の資本組入れ）	一九一
第二百九十三条ノ三ノ二（券面額超過部分についての新株発行）	一九四
第二百九十三条ノ三ノ三（株式の併合）	一九六
第二百九十三条ノ三ノ四（併合の手続）	一九八
第二百九十三条ノ三ノ五（新株券の交付）	一九九
第二百九十三条ノ三ノ六（端株に関する処置）	二〇〇
第二百九十三条ノ四（株式の分割）	二〇〇
第二百九十三条ノ五（中間配当）	二〇三
第二百九十四条（会社の業務および財産状況の検査）	二〇三
第二百九十四条ノ二（利益供与の禁止）	二〇四

第五節 社債

第二款 社債権者集会

第三百三十九条（株主総会に関する規定の準用）	三〇
------------------------	----

第三款 転換社債

第三百四十一条ノ二（転換社債の発行）	三二
--------------------	----

第四款 新株引受権附社債

第三百四十一条ノ八（新株引受権附社債の発行）	三三
第三百四十一条ノ九（新株引受権附社債の公告・通知）	三一
第三百四十一条ノ十（公告・通知を必要としない発行）	三三
第三百四十一条ノ十一（株主の新株引受権附社債引受権）	三三
第三百四十一条ノ十二（社債申込証等の記載事項）	三四
第三百四十一条ノ十三（新株引受権証券）	三六
第三百四十一条ノ十四（新株引受権の譲渡）	三七
第三百四十一条ノ十五（新株引受権附社債の登記）	三八
第三百四十一条ノ十六（新株引受権の行使）	三九
第三百四十一条ノ十七（株主となる時期）	四〇
第三百四十一条ノ十八（転換株式・転換社債に関する規定の準用）	四〇

第六節 定款ノ変更

第三百四十八条（株式譲渡制限と定款変更）	三三
第三百五十条（株券の提供）	三三
第六節ノ二 資本ノ減少	
第三百七十七条（株式併合の手続の規定の準用）	三四
第三百七十八条及第三百七十九条	三五
第八節 解散	
第四百七条（解散の公示）	三六
第四百十二条（吸収合併の報告総会）	三六
第四百十三条（新設合併の創立総会）	三七
第四百十六条（解散および合併に関する準用規定）	三七
第九節 清算	
第一款 総則	
第四百三十条（清算に関する準用規定）	三八
第二款 特別清算	
第四百四十二条（債権者集会に関する準用規定）	三九
第四百四十五条（清算行為に関する特則）	四〇
第七章 罰則	
第四百八十六条（発起人・取締役等の特別背任罪）	四三

第四百八十七条（社債権者集会代表者等の特別背任罪）	二四四
第四百八十九条（会社財産を危うくする罪）	二四四
第四百九十条（不実文書行使罪）	二四五
第四百九十一条（預合いの罪）	二四六
第四百九十二条ノ二（超過発行の罪）	二四六
第四百九十三条（発起人・取締役等の瀆職罪）	二四六
第四百九十四条（会社荒し等に関する贈収賄罪）	二四七
旧第四百九十六条（贈賄者の自首）	二四八
第四百九十六条（株式払込責任免脱の罪）	二四八
第四百九十七条（利益供与禁止違反の罪）	二四八
第四百九十八条（過料に処せられる行為）	二五三
第三部 商法特例法の一部改正	

第一章 総則

第一条（趣旨）	二五九
第二章 資本の額が五億円以上又は負債の合計金額が 二百億円以上の株式会社に関する特例	
第二条（会計監査人の監査）	二六三
第三条（会計監査人の選任）	二六五

第四条（会計監査人の資格）	二六
第五条（会計監査人の職務を行うべき社員の指名）	二七
第五条の二（会計監査人の任期）	二七
第六条（会計監査人の解任）	二五
第六条の二	二七
第六条の三（会計監査人の選任等についての意見陳述）	二六
第六条の四（会計監査人の欠けた場合等の処置）	二一
第七条（会計監査人の権限等）	二三
第八条（監査役に対する会計監査人の報告）	二五
第十条	二六
第十二条（計算書類等の提出期限）	二六
第十三条（会計監査人の監査報告書）	二八
第十四条（監査役の監査報告書）	二九
第十五条（計算書類等の附属明細書の監査）	二九
第十五条（検査役の選任等）	二九
第十六条（定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等）	二九
旧第十七条（定時総会の招集通知への監査報告書謄本の添付）	二七
第十七条（定時総会における会計監査人の意見陳述）	二九
第十八条（監査役の員数等）	二九